

今後の少子化対策の検証・評価の重点項目について

1. 基本的な考え方

我が国の少子化の進行は深刻さを増している。2020年の出生数（概数）は84万0,832人となり、2019年の「86万ショック」を下回り過去最少となった。加えて、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、婚姻件数及び妊娠届出数に減少傾向がみられる。妊娠から出産までの期間を踏まえると、2020年12月頃から出生数にも新型コロナウイルス感染症の影響が出始めているものと考えられ、今後の推移を注視していく必要がある。

このような中で、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む隘路を一つ一つ打破し、個々人の希望をかなえる道を切り拓いていくため、2020年5月に策定した「少子化社会対策大綱」（以下「大綱」という。）における施策を着実に実施するとともに、少子化社会対策大綱の推進に関する検討会（以下「検討会」という。）において、主な分野ごとに、施策の進捗状況等を検証・評価する。

2. 重点項目

第1回検討会において、大枠は「検討会における今後の議論の進め方について」のとおり進めることとしたが、今後の検討会では特に、以下の項目を重点的に取り上げることとする。

※項目については、今後の施策の進捗状況や検討会における議論の推移等を踏まえ、追加・変更等があり得る。

<ライフステージを横断するテーマに係るもの>

○地域の実情に応じた少子化対策

- ・結婚・子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援

（地方公共団体による総合的な結婚支援の取組や、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組に対する支援）

- ・地方創生の観点からの少子化対策

（若い女性や子育て世代の地方への人の流れの創出、地域特性の見える化等を通じた分野横断的な少子化対策の検討の推進）

○働き方改革

- ・キャリアとライフイベントの両立を可能にする働き方改革

（長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現や雇用形態にかかわらずない公正な待遇の確保に向けた取組など）

- 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり
 - ・結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成など

＜ライフステージごとのテーマに係るもの＞

(1) 結婚

- 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援（再掲）
（複数の地方公共団体による広域的な連携の促進など）
- 若い世代の経済的基盤の安定（雇用の安定）

(2) 妊娠・出産

- 妊娠前からの支援
（不妊治療の保険適用（2022年度から）や不妊治療と仕事の両立支援¹など不妊治療等への支援、不妊予防支援）
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
（産後ケア事業の全国展開、産前・産後サポート事業の充実など）
- 妊娠・出産に関する経済的負担の軽減
（妊婦健診や出産・産前産後休業期間中に係る経済的負担の軽減）

(3) 子育て

- 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
 - ・保育の受け皿整備や保育人材の確保等
（「新子育て安心プラン」（2021年度～2024年度）、「新・放課後子ども総合プラン」（2019年度から2023年度まで）の着実な実施など）
 - ・育児休業などの両立支援制度の定着促進・充実、男性の育児休業の取得促進
（正規雇用・非正規雇用にかかわらず妊娠・出産後の継続就業支援、改正育児・介護休業法の円滑な施行²、男性の育児休業の取得促進等についての総合的な取組の実施状況も踏まえた育児休業給付の在り方の検討など）
 - ・経営者・管理職の意識・行動改革や事業主の取組を促す仕組み
（子育て支援に積極的に取り組む事業主への支援³、企業の両立支援の取組の「見える化」など）

¹ 内閣府特命担当大臣(少子化対策)・厚生労働大臣が主催した検討チームにおいて、2020年12月3日に「不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた今後の取組方針」を取りまとめている。

² 2021年6月成立。2022年4月から段階的に施行。

³ 2021年6月に成立した改正子ども・子育て支援法により2027年まで助成金を支給することとなっている。

○地域・社会による子育て支援

- ・保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充
(多機能型地域子育て支援の新たな展開など)
- ・児童福祉法等の改正(2022年目途)の検討を含む子育て家庭を包括的に支援する体制の構築

○子育てに関する経済的支援・教育費の負担の軽減

- ・児童手当法等改正法附則に基づく児童手当の在り方の検討
(児童の数等に応じた効果的な支給及び支給要件の在り方の検討)
- ・高等教育の修学支援制度
(高等教育の修学支援新制度の着実な実施及び多子世帯に更に配慮した制度の充実の検討など)

○住宅支援、子育てに寄り添い子供の豊かな成長を支えるまちづくり

(住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置、三世帯同居・近居しやすい環境づくり、職住・職育近接の環境整備など)

3. 検証・評価の視点

検証・評価の実施に当たっては、各テーマを通じて以下の視点を踏まえることとする。

- ・統計データをはじめ、定量的かつ客観的なデータを踏まえて、適切に現状を把握・分析できているか。また、目指すべき成果に照らした定性的な評価を踏まえたものとなっているか。
- ・結婚・子育ての当事者や、これから結婚し子育てをしようとする若い世代の目線に立った取組となっているか。
- ・就業形態や就業の有無等にかかわらず、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境の整備に配慮した取組となっているか。
- ・当事者に必要な時に必要な支援が確実に届くように情報発信ができているか。
- ・企業や地方公共団体、NPO等との連携が図られていたり、企業等における積極的な取組を促したりするようなものになっているか。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、結婚、妊娠・出産、子育ての当事者に多大な影響を与えており、安心して子供を生み育てられる環境を整

備することの重要性を改めて浮き彫りにした。また、これから結婚し子育てをしようとする若い世代の人生設計にも様々な影響を与え得る。

どのようなライフスタイルを選択しても、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組むことが重要であり、少子化対策における新型コロナウイルス感染症の影響と対応についても、検討会で丁寧に議論することとする。

4. 今後の対応

各府省庁においては、検討会における議論を今後の取組の改善・進化につなげるとともに、制度改正や予算要求等にできるものから速やかに反映することを検討すべきである。

検討会においては、別紙のスケジュールにより議論を重ね、2022年夏頃を目途に、大綱の施策に関する数値目標の進捗のフォローアップも含め、中間評価を取りまとめることとする。

当面のスケジュール（想定）

第1回 2021年6月4日（金）16：30～18：00

・ 総論

第2回 2021年8月20日（金）16：00～18：00

・ 各論①

- 地域の実情に応じた少子化対策（結婚支援、地方創生との連携など）
- 住宅支援、まちづくり

第3回 2021年11月5日 15：00～17：30

・ 各論②

- 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
- 地域・社会による子育て支援

第4回 2022年1月頃

・ 各論③

- 妊娠・出産への支援
- 若者の経済的基盤の安定、働き方改革

第5回 2022年4月頃

・ 各論④

- 子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減
 - 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり
- ・ 中間評価取りまとめに向けた議論

第6回 2022年夏頃

・ 中間評価取りまとめ